

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、電子契約システム対象案件である。

令和6年4月1日

支出負担行為担当官

中国四国防衛局長 西方 孝

1 工事概要

(1) 工事名 令和6年度岩国飛行場周辺地区緑地帯等整備工事

(2) 工事場所 山口県岩国市

(3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。

除草 機械刈(肩掛式草刈機) 3,680 m² 3回(刈払物場外処分)

下草刈 機械刈(肩掛式草刈機) 6,550 m² 3回(刈払物場外処分)

害虫防除 刈込地 1,080 m² 1回

剪定 樹木 22本、寄植 135 m² 1回(剪定枝等場外処分)

清掃 工区内全域 3回

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和6年12月15日まで。

(5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

(6) 削除

(7) その他

ア 本工事は、資料提出、入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難しい場合、発注者に届出のうえ、紙入札方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。

イ 本工事は、契約の一連の手続きを電子契約システムにより行う対象工事である。ただし、電子契約システムにより難しい場合、発注者に届出のうえ、紙契約方式に代えるものとする。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないこと。

(2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「造園工事」で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に

基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「造園工事」に係る総合審査数値(資格審査結果通知書の記3の総合審査数値欄の点数)があること。

(5) 平成21年4月1日から入札公告日までに、元請けとして、完成及び引渡しが完了した国内における工事のうち、造園工事を施工した実績を有すること。建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。

ただし、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明又は工事が完成している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

(6) (5)の施工実績が防衛省(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事以外のものについては工程表を提出するものとし、その工程表の工程管理に対する技術的所見が適切であること。

(7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

ア 2級造園施工管理技士又は建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者。

イ 平成21年4月1日から入札公告日までに、元請けとして、完成及び引渡しが完了した国内における工事のうち、造園工事を施工した経験を有する者(原則、当該工事の着工から完成まで従事していること。)

ただし、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

ウ 配置予定の主任技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(8) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までに、中国四国防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号。28. 3. 31)に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 中国四国防衛局が発注した「造園工事」のうち、令和3年4月1日から入札公告日までに、完成又は引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(10) 削除

(11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。

(12) 山口県内に建設業法の許可(造園工事業)に基づく本店が所在していること。

(13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(14) 情報保全に係る履行体制について、懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求

められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館 7 階

中国四国防衛局総務部契約課契約審査第 1 係

TEL 082-223-7233

FAX 082-222-3027

E-mail keiyaku-cs@ext.chushi.rdb.mod.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 入札公告日から令和 6 年 6 月 19 日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前 9 時から午後 6 時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ

<http://www.dfeg.mod.go.jp/>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF

図面類 : PDF

数量表等 : Excel

申請書類 : Word、Excel

なお、標記以外の形式による提供については行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、「図面データの取扱いに関する同意事項」(会社名等を記載済みのもの)、データを保存するために必要な CD-R (未使用に限る。)及び着払いのラベル(宅配業者の場合)又は切手(日本郵便の場合)を貼付した返信用の封筒を同封し、上記(1)へ持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)により提出する。

なお、この対応により被った不利益や損害については、補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf)

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和 6 年 4 月 15 日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。また、紙入札方式による場合、

上記(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和6年5月24日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。また、紙入札方式による場合、(1)に持参又は郵送等により提出する。電子メールによる提出は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年6月20日 午後2時30分

イ 場所

(ア) 電子入札システムによる場合

中国四国防衛局総務部契約課事務室（広島合同庁舎4号館7階）

(イ) 紙入札方式による場合

中国四国防衛局会議室（広島合同庁舎4号館7階）

4 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除。

(3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行広島支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行広島支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 中国四国防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。

(4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本入札公告に示した競争参加資格のない者の入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載を行った者の入札

ウ 競争参加資格の確認後、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があった者の入札

エ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格をもって入札し、入札価格が予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内である者のうち、価格が最も優位な者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、

発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、価格が最も優位な者を落札者とすることがある。

イ 上記の場合において、入札価格が同じ者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示する。

- (6) 配置予定の技術者の確認 落札者決定後、配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の技術者の変更を認めない。
- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づき作成された基準を下回っている場合、予決令第86条の規定に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (8) 落札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (10) 契約書作成の要否 要
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、上記2(2)から(4)までに掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 本入札公告の詳細については、入札説明書による。